

令和2年度白鷹町小規模農地等災害復旧事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、令和2年7月28日の豪雨により被災した農地又は農業用施設（以下「農地等」という。）が、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「法」という。）に規定する異常な天然現象によって被災したもので、当該被害の程度が国の定める災害復旧事業の基準に満たない農地等を早急に復旧するために要する経費に対し補助金を交付することで、被災した農家の負担軽減を図り、併せて農業経営基盤の強化を促進するとともに、農業の維持を図り、併せてその経営の安定に寄与することを目的とするため、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和52年規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 耕作の目的に供される土地をいう。
- (2) 農業用施設 用水路、排水路、農道、頭首工及び付帯設備をいう。
- (3) 災害 白鷹町内において農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の適用を受けることとなる令和2年7月28日に発生した豪雨による災害復旧事業が1件以上発生した災害及び町長が支援を必要なものとして指定する災害をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、白鷹町内に農地等を所有し、耕作し、若しくは管理する農業者、農業者で組織する団体又は施設を管理する団体であつて、自力又は外注で復旧工事を行うものとする。

- 2 前項に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める場合は対象とすることができる。

(交付基準及び補助率)

第4条 補助金交付の対象となる基準額は、復旧工事に要する経費が1箇所あたり40万円未満とする。

- 2 補助金交付の対象となる事業は、別表第1に定める経費とし、農地等の原型復旧に要する経費とする。
- 3 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に定める補助金等交付申請書(様式第1号)の提出期限は、町長が別に定める日とし、別表第2に掲げる関係書類を添え町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 補助事業の実績報告書(様式第2号)の提出期限は、町長が別に定める日とし、精算書(様式第3号)及び別表第2に掲げる関係書類を添え、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 町長は、規則第14条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

3 補助金の交付は申請者の指定する口座に振り込むものとする。

(補助金の取消し等)

第8条 町長は、申請者が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、町長は、期限を定め、申請者にその全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月6日から施行し、令和2年7月28日から適用する

別表第1

事業区分	事業種目	事業内容	補助対象基準
農地	農地災害復旧事業	水田流入土砂の除去、畦畔復旧、表土などの復旧	異常な天然現象により生じた災害により被災した農地、農業用施設で、工事費400千円未満の農地、農業用施設復旧（自力復旧含む）
農業用施設	農業用施設災害復旧事業	頭首工、用水路、排水路、農道、ため池の土砂撤去などの復旧	

補助対象経費			補助率
費目	内容	上限額	
復旧作業労務費	復旧作業に係る労務費	1,000円/時間	90%以内（補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする）
機械・器具の借上料 （運転労務費を含む）	バックホウ	31,000円/日	
	ブルドーザー	31,000円/日	
	ダンプトラック	30,000円/日	
	特装车運搬	5,000円/日	
	発電機	2,500円/日	
	水中ポンプ	700円/日	
	その他町長が必要と認めるもの		
燃料費	燃料費	150円/L	
資材購入費	復旧作業に必要とした資材等		
請負費	復旧作業を業者に依頼した経費（経費の内容を添付する）		1/2以内（補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする）

別表第2

申請時	実績報告時	申請に添付する書類
○	○	1 位置図
○ (施工前)	○ (施工中施工後)	2 写真（施工前、施工中、施工後）
	○	3 請求明細書等（事業に要する経費の額の算定基礎となる書類）の写し
	○	4 領収書の写し
○	○	5 その他町長が必要と認める書類

白鷹町長

殿

申請者 住所

氏名又は名称及び代表者名

⑨

令和2年度白鷹町小規模農地等災害復旧事業補助金交付申請書

令和2年度白鷹町小規模農地等災害復旧事業補助金交付要綱の規定に基づき下記の農地等を復旧したいので補助金を交付されるよう白鷹町補助金等の適正化に関する規則第4条及び令和2年度白鷹町小規模農地等災害復旧事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記関係書類を添えて申請します。

記

1. 被災箇所

被災箇所：白鷹町大字 地内

工 種： 農地（田・畑）・農道・水路・頭首工・その他（ ）

2. 経費の内訳

支出費目	事業費（円）	備考
労務費		
機械器具借上料		
燃料費		
資材購入費		
請負費		
合計（申請額）		円

添付書類

位置図、施工前写真、その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

令和 年 月 日

白鷹町長

殿

申請者 住所

氏名又は名称及び代表者名

⑩

令和2年度白鷹町小規模農地等災害復旧事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け指令第 号で交付決定のあった上記補助金について復旧完了しましたので、白鷹町補助金等の適正化に関する規則第13条及び令和2年度白鷹町小規模農地等災害復旧事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1. 添付書類

(1) 収支精算書（様式第3号）

(2) 写真（施工中、施工後）、請求明細等の写し、領収書の写し、その他町長が必要と認める書類

様式第3号（第6条関係）

令和2年度白鷹町小規模農地等災害復旧事業補助金精算書

支出費目	数量（時間、日）	単価	金額	備考
労務費				
機械器具借上料				
燃料費				
資材購入費				
請負費				
合計			円	

様式第4号（第7条関係）

令和 年 月 日

白鷹町長 殿

申請者 住所

氏名又は名称及び代表者名 ⑩

令和2年度白鷹町小規模農地等災害復旧事業補助金請求書

令和 年 月 日付け指令第 号で交付決定のあった上記補助金について、補助金の交付を受けたいので、令和2年度白鷹町小規模農地等災害復旧事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり請求します。

記

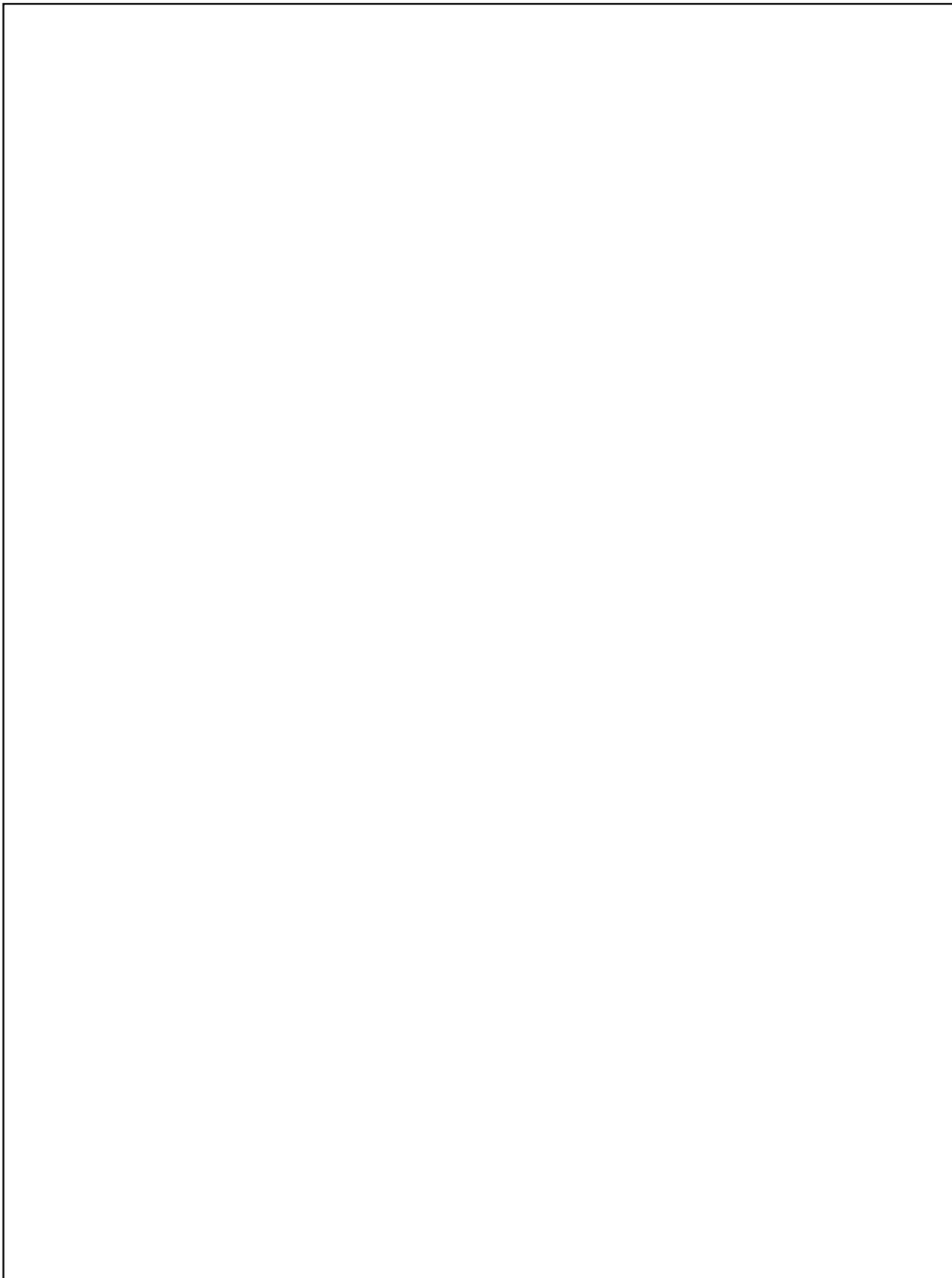
1. 請求金額 円

2. 振込先

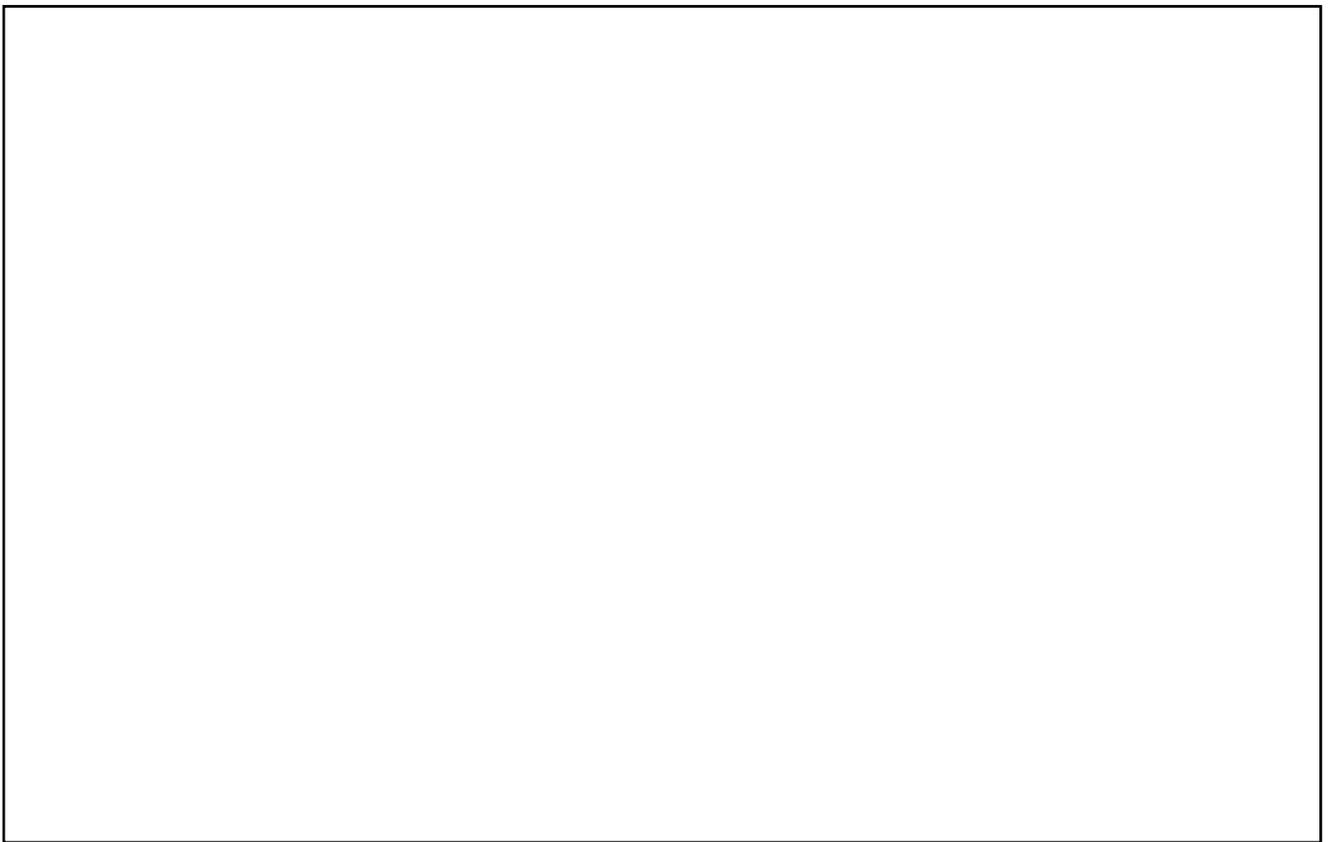
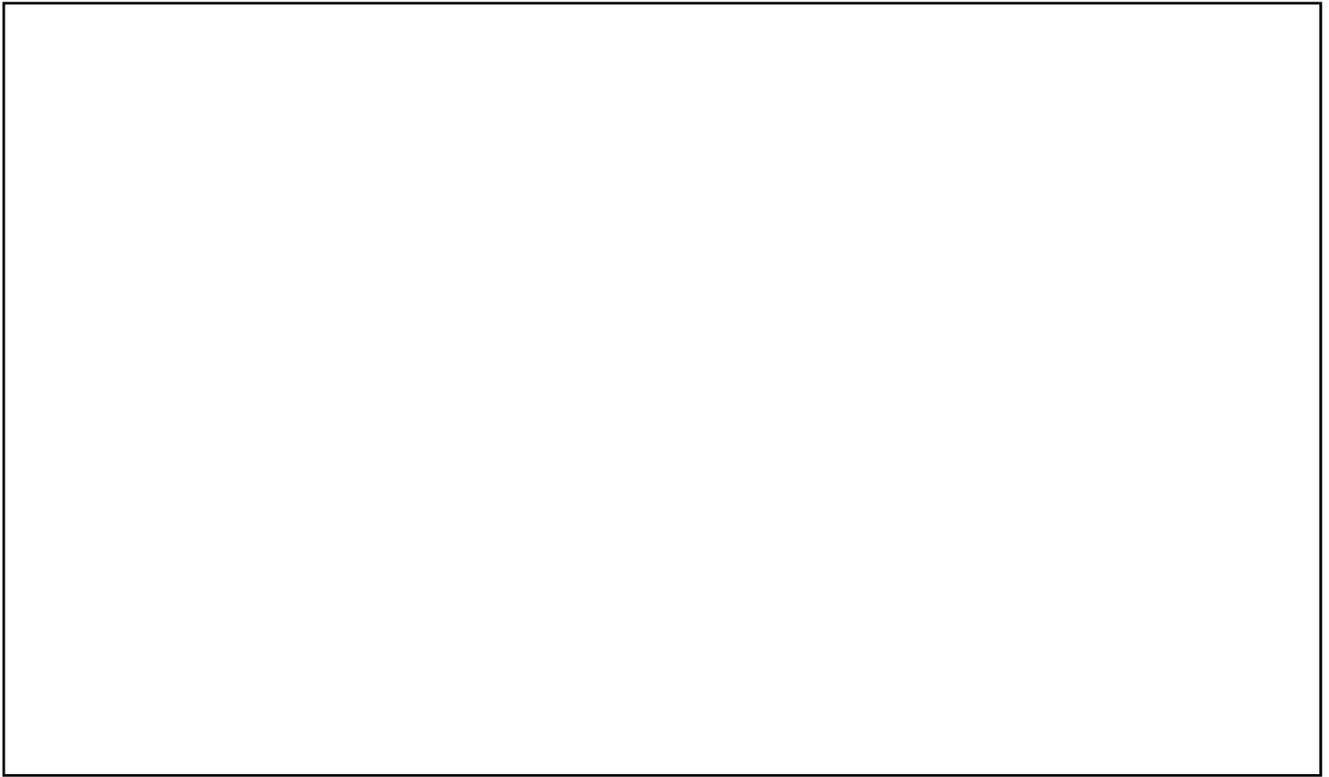
金融機関名	預金種類 及び 口座番号	口座名義
支店	普通 ・ 当座	(フリガナ)
	口座番号	

※上記記入内容がわかるよう通帳の写しを添付すること

参考様式1 事業施工位置図



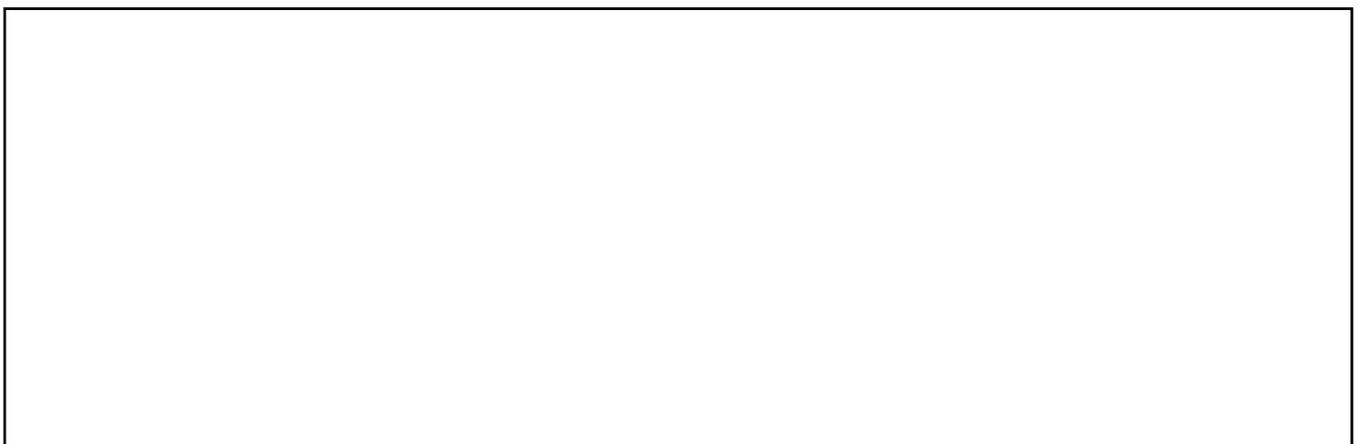
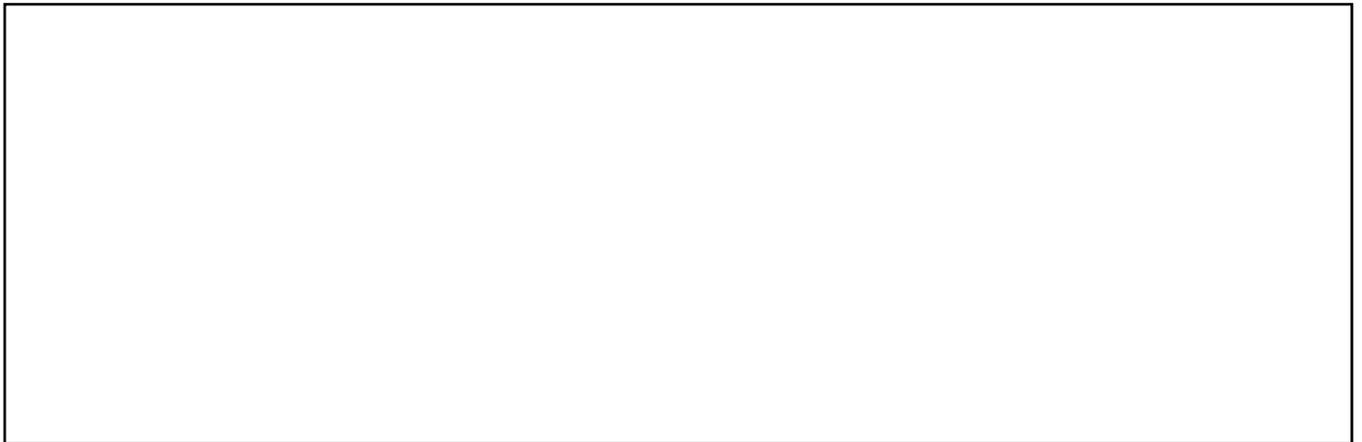
参考様式2 施工前写真



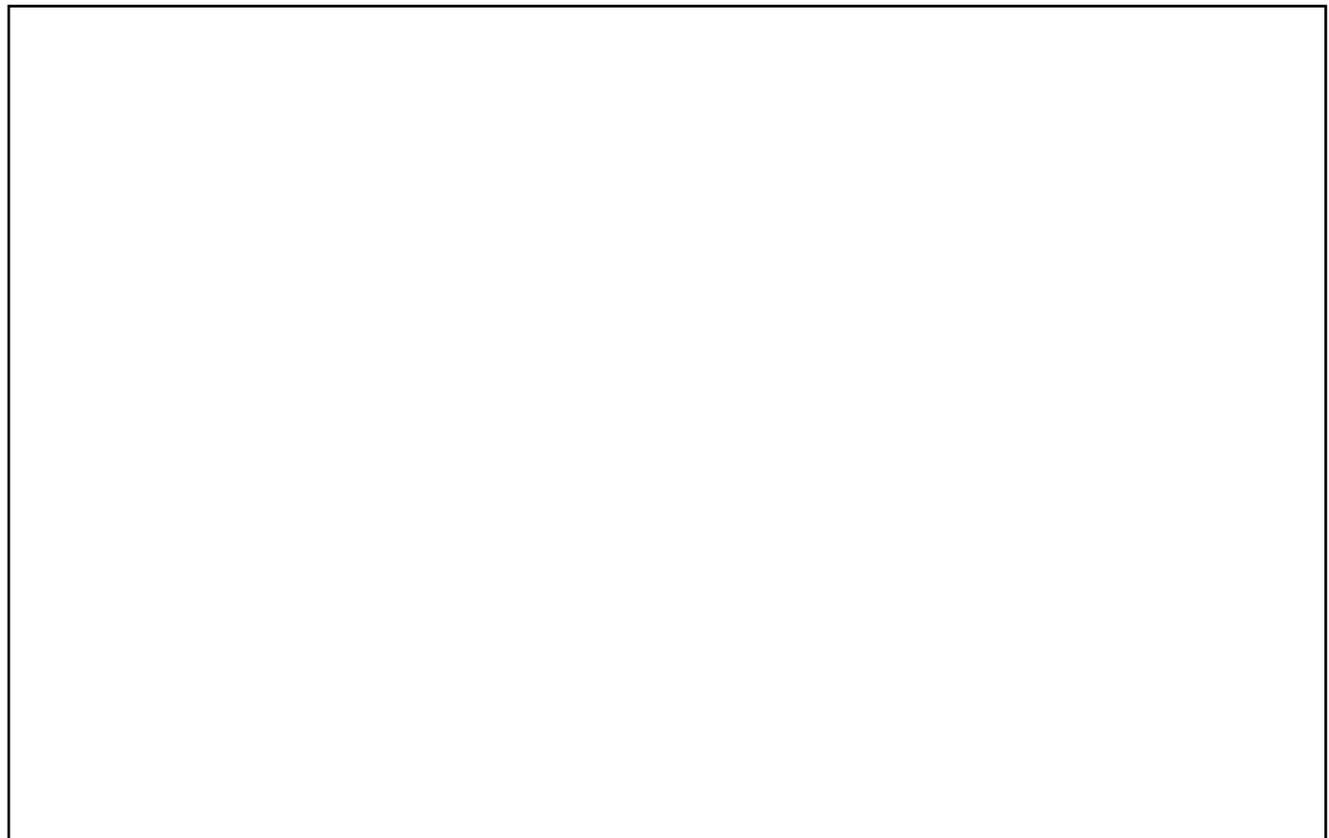
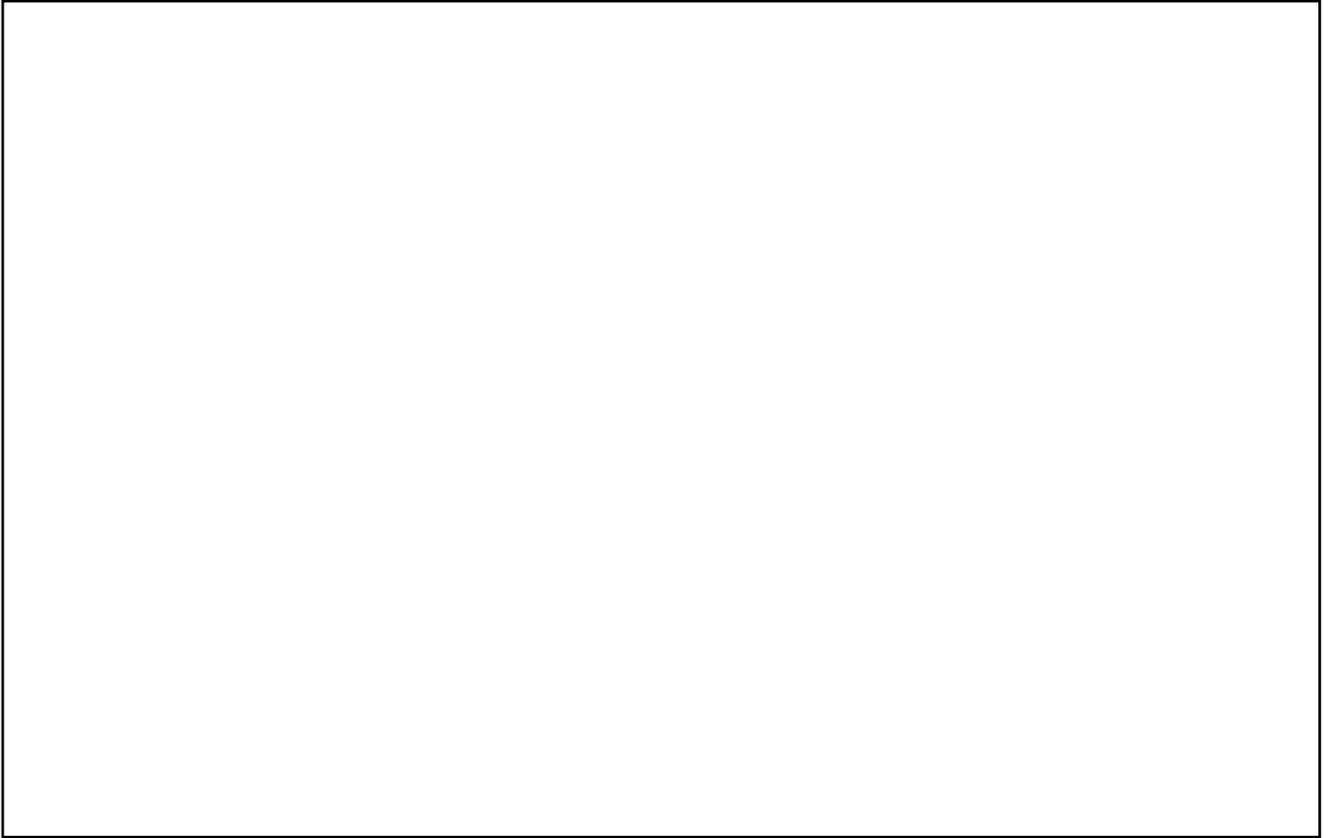
参考様式3 作業日報

作業実施日		
作業時間		
作業内容		
参加者名簿（計 名）		

参考様式4 領収者等の写し



参考様式5 施工中写真



参考様式6 施工後完成写真

